

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年12月2日(2021.12.2)

【公開番号】特開2020-11967(P2020-11967A)

【公開日】令和2年1月23日(2020.1.23)

【年通号数】公開・登録公報2020-003

【出願番号】特願2019-159348(P2019-159348)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 P 31/10 (2006.01)

A 6 1 K 31/444 (2006.01)

A 6 1 K 31/4178 (2006.01)

A 6 1 K 31/4439 (2006.01)

A 6 1 K 47/10 (2006.01)

A 6 1 K 47/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 31/10

A 6 1 K 31/444

A 6 1 K 31/4178

A 6 1 K 31/4439

A 6 1 K 47/10

A 6 1 K 47/14

【手続補正書】

【提出日】令和3年10月20日(2021.10.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

爪白癬の治療剤であって、

a ) 1 w / w % から 3 0 w / w % となる抗真菌活性物質と、

b ) 中鎖脂肪酸トリグリセリドと、

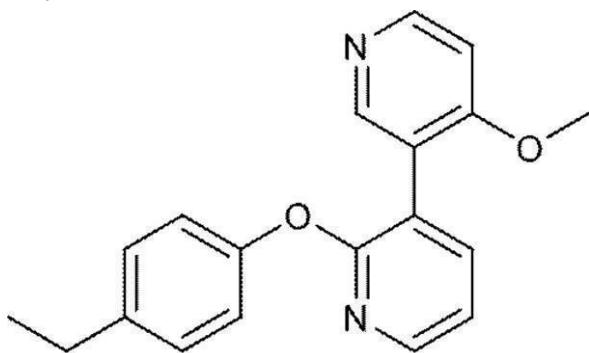
c ) 透過促進剤と、

を含有し、

上記抗真菌活性物質が、

式(I) :

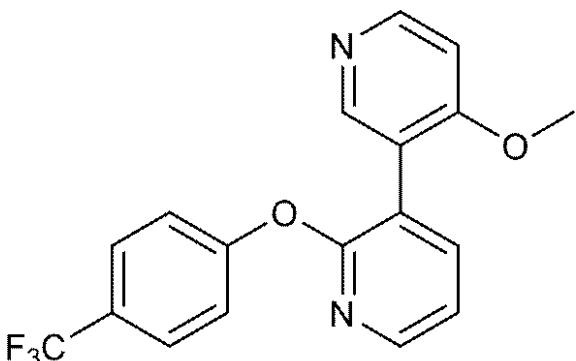
【化1】



(I)

で表される化合物若しくはその塩、式(II)：

【化2】



(II)

で表される化合物若しくはその塩、又はエフィナコナゾール若しくはその塩であり、被膜形成物質を製剤中に実質的に含まない、外用剤。

【請求項2】

23 ± 1における表面張力が40mN/m以下である、請求項1に記載の外用剤。

【請求項3】

透過促進剤が、ヒドロキシ酸の低級(C1-C4)アルキルエステル、ヒドロキシ酸の脂肪族(C8-C20)アルコールエ斯特ル、乳酸、ドデシルスルホン酸ナトリウム、ジメチルスルホキシド、デシルメチルスルホキシド、ピロリドン、プロピレングリコール、N-アセチル-L-システイン、サリチル酸、及び尿素から選択される、請求項1又は請求項2に記載の外用剤。

【請求項4】

透過促進剤が、ヒドロキシ酸の低級(C1-C4)アルキルエステルである、請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の外用剤。

【請求項5】

透過促進剤が、脂肪族ヒドロキシ酸の低級(C1-C4)アルキルエ斯特ルである、請求項1から請求項4のいずれか1項に記載の外用剤。

【請求項6】

透過促進剤が、乳酸C1-C4アルキルエ斯特ルである、請求項1から請求項5のいずれか1項に記載の外用剤。